

## 「困難を抱える若者の就業定着支援事業 委託」 受託候補者選定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者委選定委員会要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、「困難を抱える若者の就業定着支援事業委託」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について定めるものである。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (参加資格)

第2条 特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、株式会社等で、次の各号すべてに該当する団体。

- (1) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 契約締結までに、平成22年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。手続きの詳細については、以下をご確認すること。

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/index.html>

（本件事業の契約者になるためには、4月15日までに申込み手続きを行う必要がありますので、十分注意してください。）

なお、参加を申請する者は、プロポーザル実施取扱要綱（様式1）「参加意向申出書」（別添）に、平成22年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載されている「業者コード」を明記するか、申込み中であることを証する書類とともに提出すること。

### (提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
  - (4) その他
- 2 提案書にもとづくヒアリングを実施し、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 3 評価の採点が同点の場合は、地方自治法施行令167条の9に基づき、くじ引きとする。
  - 4 提案者が1者の場合、評価を実施する。ただし、総合点が50%に満たない場合は受託候補者とししない。
  - 5 各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。  
委員長　　こども青少年局総務課長  
副委員長　こども青少年局企画調整課長  
委員　　　こども青少年局青少年相談センター所長  
              こども青少年局放課児童育成課長  
              経済観光局雇用労働課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
  - 5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施要綱第10条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第10条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

公募スケジュールについては別添「公募スケジュール」を参考のこと。

附 則

この要領は、平成22年4月7日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail